

## 軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）に関するQ & A

軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）に関して、よくある問い合わせを一覧表にしました。確認依頼に際し、不明な点がある場合は参考にしてください。

Q & Aにない状況で判断に困った場合は、お問い合わせください。

### 【届出の時期】

**Q. 軽度者が初めて例外給付を利用する場合、算定はいつからになるか。**

A. 町が福祉用具貸与の必要性を判断した場合、確認依頼書の受付日から算定できます。

**Q. 新規（区分変更）申請中で、認定結果が出る前に福祉用具を利用したいが、軽度者に該当しそうな場合はどのように取り扱えばよいか。**

A. 主治医の意見を聴取した上で、担当者会議を開催し、暫定ケアプランを作成します。作成した暫定ケアプランと担当者会議録、主治医の意見を聴取したことが分かる書類を添付して確認依頼を行ってください。町での承認後、貸与開始となります。

**Q. 暫定ケアプランで軽度者申請を事前に行い、貸与開始したが、認定結果が確定後に再度軽度者に係る福祉用具貸与の確認依頼は必要か。**

A. 改めての確認依頼は不要です。ただし、認定結果確定後に新たな種目を追加で貸与する場合には、再度確認依頼を行ってください。

**Q. 現在軽度者に該当する利用者が更新申請中だが、新規に福祉用具貸与を行うことになった。更新後も軽度者に該当する見込みがあるが、この場合届出はどのように行えばよいか。**

A. 軽度者に対する福祉用具貸与の手順にのっとり、更新前と更新後の認定期間でそれぞれ確認依頼を行ってください。

**Q. 現在例外給付を受けている利用者が、更新時期となった。更新後も継続して福祉用具を利用する必要があり、介護度も同じになることが見込まれるが、どのタイミングで町への確認依頼を行えばよいか。**

A. 更新後の認定有効期間が始まる前に必要書類を整えて確認依頼を行ってください。

**Q. 福祉用具貸与にあたり、担当者会議を開催したが、緊急であったため、主治医の意見の聴取が担当者会議に間に合わなかった。担当者会議開催後に主治医の意見は聴取したが、通常どおり軽度者の確認依頼を行っても問題ないか。**

A. 主治医の意見に基づいて担当者会議を開催することと定められているため、主治医の意

見を確認する前に行った担当者会議では軽度者に対する福祉用具貸与を根拠付けるものとみなすことができません。主治医の意見をもとに再度担当者会議を開催してください。

**Q. 更新申請中であった利用者の認定結果が遅れ、認定有効期間終了間際に結果が出た。数日で新しい認定有効期間が開始となるが、認定結果が遅れたため、担当者会議を新しい認定有効期間の開始前に開催することができない。継続して福祉用具の利用が必要だが、担当者会議開催日より遡って貸与開始として確認依頼を行ってもかまわないか。**

A. 認定有効期間開始までに担当者会議の開催が間に合わない場合は、事前に町へ連絡してください。やむを得ず町への事前連絡もできなかった場合は、担当者会議の開催が遅れた理由が分かる資料を添付し、確認依頼を行ってください。

**Q. 認定有効期間中であるが状態悪化等により、現在貸与している物を変更したい場合は再度確認依頼が必要か。**

A. 同一種目の場合は確認依頼の必要はありません。

※砥部町への届出が不要なだけであり、サービス担当者会議を開催し適切なケアマネジメントを行っていることが前提です。

ただし、異なる種目の場合は新たに確認依頼が必要です。(例：体位変換器⇒床ずれ防止用具)

**Q. 認定有効期間中に、貸与種目及び貸与品目が増えた場合は再度確認依頼が必要か。**

A. 種目が増えた場合は、新たに確認依頼が必要です。(例：ベッド(特殊寝台)をレンタルしていたが、今後は車いすもレンタルしたい。)

品目が増えた場合(同一種目の場合)は、確認依頼は不要です。(例：今までベッド(特殊寝台)とサイドレール(特殊寝台付属品)をレンタルしていたが、サイドテーブル(特殊寝台付属品)を追加でレンタルしたい。)

※砥部町への届出が不要なだけであり、サービス担当者会議を開催し適切なケアマネジメントを行っていることが前提です。

#### 【確認依頼の内容】

**Q. 特殊寝台を借りる場合、サービス担当者会議記録等にどんな項目を記入すればよいか。**

A. 誰が読んでもその必要性が伝わる内容であれば十分です。以下を参考にしてください。

①特殊寝台(主に背上げ・足上げ機能)が必要な具体的な理由

※一般寝台では対応できない理由

②本人の病名・症状・身体状況(カテーテル・ストマ・床ずれ・浮腫等の有無・起き上がり・立ち上がり・寝返り等の状況)

③本人の生活状況・家族状況・援助内容等

④特殊寝台を使用することで期待できる自立支援の効果や廃用性症候群への防止効果等

**Q. 今は布団を使用しているが、「布団（床）からの起き上がりが困難で、立ち上がり時の高さが必要」「手すり等がないと起き上がり、寝返りが困難」などの理由により、特殊寝台を借りることはできるか。**

A. この場合には、まず一般寝台または手すりの利用から検討してください。医学的所見から一般寝台や手すりとは異なる機能（主に背上げ・足上げ機能）が必要であると判断される場合に、特殊寝台を検討することとなります。

**Q. 介護保険の給付を受けずに車いす、特殊寝台を使用している者が、車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与をする場合は確認依頼が必要か。**

A. 付属品のみの場合でも確認依頼が必要です。既に車いす、特殊寝台を使用している場合には、これらについて介護保険の給付を受けているか否かにかかわらず、車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与について保険給付を受けることは可能です。

【抜粋：介護保険最新情報 Vol. 93 H12. 11. 22 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A について】

**Q. 車いすの付属品であるクッションだけをレンタルしてもいいか。**

A. 車いす付属品とは、車いすと一体的に使用されるものに限られ、付属品のみをレンタルすることはできません。一つ上にも書いたように、既に車いすがあり、同じメーカーもしくは福祉用具事業者が安心して使用できると認められたものであれば単独で貸与することが可能ですので、貸与開始前に町に確認依頼を行ってください。

**Q. 車いす及び車いす付属品のみ例外給付を行う場合の『日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者』、つり具の部分を除く移動用リフトのみ例外給付を行う場合の『生活環境において段差の解消が必要と認められる者』については、町の確認が必要か。**

A. 該当する基本調査項目がないため、主治医より得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像についてサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより介護（介護予防）支援専門員が必要と判断した場合、サービス計画に位置づけることにより軽度者に対する福祉用具貸与に係る町の確認は必要ありません。しかし、今後必要に応じて書類を求めることがありますので、判断した根拠がわかる書類を整備した上で、計画書と併せて保存してください。

## 【医師の所見】

Q. 医師の医学的な所見では、どのような内容が必要か。

A. ①必要性が想定される状態像

確認依頼書の「医師の医学的な所見」のどこに該当するか確認してください。

単に「電動ベッドが必要」等の内容の聴取ではなく、状態像 i) ~ iii) までのいずれかに該当するかを明確にしてください。

②利用者の病名と病状、どうして福祉用具が必要な状況なのか

例：病名：肝硬変

病状：肝硬変が悪化している。腹水、るいそう、下肢浮腫が著明で安静が必要な状態である。腹水、浮腫により起き上がりに時間がかかる。腹水、浮腫の軽減のため利尿剤を使っている。

以上のとおり、自宅療養するためには特殊寝台及び特殊寝台付属品が必要である。

Q. 主治医から医学的所見を受けたが、必要性が想定される状態像に相当しない旨であった。サービス担当者会議においては必要である結論であるが、この場合は例外給付の対象とはならないか。

A. 医学的所見に基づく特定の状態像による判断がなされないときは、サービス担当者会議により必要性を判断したとしても保険給付の対象となりません。

Q. 主治医とは主治医意見書を書いた医師のことか。

A. 主治医とは、利用者の身体状況を把握している医師のことであり、主治医意見書を書いた医師に限定されません。

砥部町役場  
介護福祉課 介護保険係  
TEL 089-962-7255